

沼津市スポーツ大会感染症予防対策用機材貸出要領

令和3年9月15日

産業振興部長決裁

1 目的

スポーツ大会の開催にあたり感染予防対策のための機材の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 機材の内容

機 材	貸出可能台数
サーモグラフィーカメラ	3台
スタンド型消毒液オートディスペンサー（充電式電池付）	6台
スタンド型検温器付き消毒液オートディスペンサー（充電式電池付）	8台
ポータブル電源	3台
コードリール	3台
運搬用カート	4台

3 貸出の対象

特定非営利活動法人沼津市スポーツ協会に加盟している競技団体等が主催又は共催し、市内の施設で行われるスポーツ大会等。

4 借用申請

機材の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツ大会の開催日前7日から3か月までの間に、機材借用承認申請書（以下「申請書」という。）に開催要項等の大会の概要がわかる資料を添えて提出すること。

5 借用承認

上記4により申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたものについて、機材の貸出しを決定するとともに、機材借用承認書により通知するものとする。

6 機材の修理又は損害賠償

申請者が機材を紛失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該滅失又は破損が天災やその他不可抗力によると市長が認めたときは、この限りではない。

7 禁止事項

申請者は、機材に対し次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 借用目的以外に利用すること。
- (2) 原状を変更し、又は工作を加えること。

(3) 他人に転貸し、またはその使用权を譲渡すること。

8 機材の借用承認の取消又は変更

申請者は、借用承認を受けた後、大会が中止や延期となった場合など、機材の借用に変更等が生じた場合は、速やかに機材借用承認取消（変更）申請書を市長に提出しなければならない。その際、機材借用承認書を添付すること。

9 機材の借用承認の取消し

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その借用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、申請者に損害が生じることがあっても、市長はその責を負わない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 機材の管理上支障があると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認めたとき。

10 機材の返却

申請者は、大会終了後3日以内に、機材使用報告書を添えて返却すること。

11 補足

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要領は、決裁日から施行する。